

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成24年11月19日
【会社名】	株式会社シーエスアイ
【英訳名】	CSI Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉本 恵昭
【本店の所在の場所】	札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
【電話番号】	011(861)1500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松澤 好隆
【最寄りの連絡場所】	札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
【電話番号】	011(861)1500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松澤 好隆
【縦覧に供する場所】	株式会社シーエスアイ東京支店 (東京都中央区新富一丁目7番4号阪和別館ビル) 株式会社シーエスアイ大阪支店 (大阪市中央区南新町一丁目3番8号ヤマハラビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 1【提出理由】

当社は、平成24年11月19日開催の取締役会において、平成24年12月21日開催予定の当社定時株主総会において承認されることを前提に、平成25年4月1日（予定）を効力発生日として、当社の電子カルテシステム開発事業及び受託システム開発事業を会社分割（新設分割）（以下、「本新設分割」という。）により新たに設立する当社100%出資の子会社「株式会社シーエスアイ」（以下、「新設会社」という。）に承継させ、当社は持株会社体制へ移行することを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該新設分割の目的

当社は、電子カルテシステムの開発と販売を通じて、医療機関業務の効率化や医療サービスの向上に寄与すべく取り組んでおり、主力製品である医療機関向けの電子カルテシステム「M I ・ R A ・ I s（ミライズ）シリーズ」の開発・販売を主に行っております。平成24年9月末時点において、受注実績520施設となり、今後も更なる伸長を目指して事業を展開しております。また、病院向け電子カルテシステム（オーダリングシステム含む）におけるシェアは15%と、業界第2位の実績を誇っています。

一方、医療のIT化が、病院内の枠を超え、患者のためのIT化、地域のためのIT化への時代と移りつつある中、当社の製品とコンシューマ向け通信機器及びソフトウェアを融合し、医療の未来に欠かすことのできない医療と通信のコラボレーションを図り、新たな市場開拓を目指すべく、平成24年2月に㈱エル・アレンジ北海道を設立しました。また、「乗換案内サービス」を提供し、コンシューマ向けサービスのノウハウ及び収益化に強みを有する㈱駅探とは、平成24年5月24日に資本・業務提携契約を締結するとともに、同社普通株式1,700,000株（持株比率24.68%）を取得し、当社の持分法適用関連会社としております。

当社グループが持続的に成長し、収益力を向上させていくためには、既存の事業の競争力や効率性を一層高めていく必要があるほか、積極的に事業提携やM&Aを活用することにより、電子カルテシステム開発事業を核にシナジーを有する事業や付随する事業などへの進出を図り、次なる事業の柱を育てていく必要があると考えております。

その取り組みの一環として、持株会社体制へ移行し、グループ経営機能と執行機能を明確に分離した上で、持株会社においては、グループ経営戦略の立案機能と経営資源の最適配分的意思決定を行うほか、事業提携・M&A等による業容拡大を推進し、事業会社では、事業活動に特化した迅速かつ機動的な業務執行を行い、競争力及び効率性を一層高めることにより、グループ企業価値の最大化を図ってまいりたいと考えております。

なお、新設会社につきましては、当社の完全子会社として、従来どおり、電子カルテシステムの開発・販売を中心とする事業を展開してまいります。

当社グループが持株会社体制へ移行する目的は以下のとおりです。

#### グループ戦略機能の強化と経営資源の最適配分

持株会社体制への移行により、持株会社と事業会社の役割と責任を明確化させ、グループ全体の経営戦略立案機能を強化するとともに、グループ経営資源の最適配分を図り、グループ全体の企業価値向上を目指します。

#### 事業提携やM&A等の戦略的推進

持株会社は電子カルテシステム開発事業とシナジーを有する企業との事業提携やM&Aを推進し、一層の業容拡大とシナジーの極大化を目指します。

#### 各事業会社の成長

各事業会社においては、市場環境の変化に対応した迅速な意思決定を行うことにより、その成長を図るとともに、各事業会社が魅力あふれる会社となることを目指します。

「医療機器システム白書2012～2013」掲載のJ A H I S ・月刊新医療共同調査データから当社集計

### (2) 当該新設分割の方法

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割です。

(3) 新設分割に係る割当ての内容

本新設分割に伴い、新設会社は普通株式2,000株を発行し、その全てを当社に交付します。

(4) その他の新設分割計画の内容

当社が平成24年11月19日開催の取締役会で承認した新設分割計画書の内容は後記のとおりであります。

(5) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本新設分割は当社が単独で行う新設分割であることから割り当てられる株式数によって当社と新設会社との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、これを任意に定めることができると認められるところ、当社の持株会社体制への移行の目的に鑑み、完全子会社となる新設会社株式の効率的な管理及び新設会社の資本金の額等を考慮し、前記の割当て株式数が相当であると判断しております。

(6) 当該新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額、及び事業の内容

商号	株式会社シーエスアイ
本店の所在地	札幌市白石区平和通十五丁目北1番21号
代表者の氏名	代表取締役社長 杉本 恵昭
資本金の額	1億円
純資産の額	1,160百万円(見込)
総資産の額	1,166百万円(見込)
事業の内容	電子カルテシステム開発事業、受託システム開発事業

## 新設分割計画書

株式会社シーエスアイ（以下、「当社」という。なお、平成25年4月1日をもって商号を「株式会社C Eホールディングス」に変更予定）は、当社の電子カルテシステム開発事業及び受託システム開発事業（以下、「分割事業」という。）を新たに設立する株式会社シーエスアイ（以下、「新設会社」という。）に承継させるために、会社法に定める新設分割の方法により会社分割（以下、「本件分割」という。）を行い、次のとおり新設分割計画書（以下、「本分割計画書」という。）を作成する。

### 第1条（新設会社の定款記載事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数並びにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。

### 第2条（新設分割に際して交付する株式等）

新設会社は、本件分割に際して普通株式2,000株を発行し、その全部を、当社に割当交付する。

### 第3条（新設会社の資本金及び準備金等）

新設会社の資本金及び資本準備金等の額は、次のとおりとする。ただし、新設会社の分割効力発生日における当社の資産及び負債の状態により、これを変更することができる。

- (1) 資本金の額 100,000千円
- (2) 資本準備金の額 25,000千円
- (3) その他資本剰余金の額 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額

### 第4条（新設会社の設立時取締役、設立時監査役）

1. 新設会社の設立時取締役は次のとおりとする。  
杉本 恵昭  
赤塚 彰  
村上 廣美  
田原 保  
松澤 好隆
2. 新設会社の設立時監査役は次のとおりとする。  
浅山 正紀

### 第5条（承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務）

1. 新設会社は、本件分割に際し、当社から別紙2「承継権利義務明細表」記載のとおり資産、負債、雇用契約その他の権利義務（以下、「本権利義務」という。）を承継する。
2. 前項にかかわらず、資産、負債又は権利義務の移転につき法令上又は条例上等の理由により承継ができない場合には、これを承継しないものとする。
3. 第1項の規定による当社から新設会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

### 第6条（会社分割の効力発生日）

新設会社の設立の登記をすべき日（以下、「分割効力発生日」という。）は、平成25年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、これを変更することができる。

### 第7条（競業禁止義務）

当社は、分割効力発生日以降においても、分割事業に関し、競業禁止義務を負わない。

第8条（条件変更及び中止）

本分割計画書作成後、分割効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産の状況、経営状態又は本権利義務に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的達成が困難となった場合には、当社は本分割計画書の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第9条（本分割計画書の効力）

本分割計画書は、当社の株主総会における承認又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときはその効力を失う。

第10条（規定外事項）

本分割計画書に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、当社がこれを決定することができる。

平成24年11月19日

札幌市白石区平和通15丁目北1番21号  
株式会社シーエスアイ  
代表取締役社長 杉本 恵昭

別紙 1

## 株式会社シーエスアイ定款

### 第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社シーエスアイと称し、英文では、CSI Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータのシステム、ソフトウェア、ハードウェア及び周辺機器の設計、開発、製造、輸出入、販売、操作及び保守業務。
2. コンピュータソフトウェアの設計及び開発の請負並びに技術提供。
3. 医療機器の製造、販売、賃貸及び保守業務。
4. データセンター及びコールセンターの企画、提供、運営。
5. 一般及び特定労働者派遣事業。
6. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業。
7. 会社経営及びコンピュータシステムの導入に関するコンサルタント。
8. コンピュータ教室の経営。
9. 広告、宣伝等に関するコンサルタント及び代理店業務。
10. 不動産の売買・斡旋・賃貸及び管理業務。
11. カタログによる通信販売。
12. 印刷業及び出版業務。
13. 前各号に附帯関連する一切の業務。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を札幌市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

取締役会

監査役

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

### 第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、8,000株とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

( 相続人等に対する株式の売渡し請求 )

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

( 株式等の割当てを受ける権利を与える場合 )

第10条 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日の決定は、取締役会の決議によって行うことができる。

( 株主名簿記載事項の記載の請求 )

第11条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

( 質権の登録 )

第12条 当社の株式につき質権の登録を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

( 株主の住所等の届出等 )

第13条 当社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。  
当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

### 第3章 株主総会

( 基準日 )

第14条 当社は、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

( 招集 )

第15条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

( 招集権者及び議長 )

第16条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

( 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供 )

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第26条 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役

(員数)

第29条 当社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第35条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

前項のほか、取締役会の決議により、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 第7章 附則

### (最初の事業年度)

第37条 当社の最初の事業年度は、当社設立から平成25年9月30日までとする。

### (設立時の取締役及び監査役)

第38条 当社の設立時の取締役並びに監査役は、次のとおりとする。

取締役 杉本 恵昭

取締役 赤塚 彰

取締役 村上 廣美

取締役 田原 保

取締役 松澤 好隆

監査役 浅山 正紀

### (本附則の削除)

第39条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって前2条及び本条を削除する。

上記定款は、株式会社シーエスアイが新設分割して本会社を設立するにつき作成したものであって、会社分割が効力を生じた日からこれを施行するものとする。

### 承継権利義務明細表

新設会社は、本件分割により、効力発生日における当社の本件分割事業に属する次に記載する資産、負債、雇用契約、その他の権利義務を当社より承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び債務の評価については、平成24年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

#### 1. 承継する資産

##### (1) 流動資産

本件分割事業に属する現金及び預金の一部、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品、前払費用の一部等の流動資産。

##### (2) 固定資産

本件分割事業に属する建物の一部、車両運搬具、器具備品の有形固定資産。ただし、器具備品の一部は除く。ソフトウェア等の無形固定資産。出資金、繰延税金資産、差入敷金保証金等の投資その他の資産。ただし、繰延税金資産の一部は除く。

#### 2. 承継する負債

##### (1) 流動負債

本件分割事業に属するリース債務等の流動負債。

##### (2) 固定負債

本件分割事業に属するリース債務等の固定負債。

#### 3. 承継する雇用契約

本件分割事業に従事する従業員（契約社員、派遣社員、出向社員を含む）のうち、効力発生日において在籍しているものについては、新設会社が引継ぎ、以降新設会社の従業員として雇用する。当社における勤続年数は、新設会社において通算する。

#### 4. 承継する契約関係

本件分割事業に属する取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件分割事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、契約上承継できないもの及び当社が引き続き保有する必要があるものを除く。

#### 5. 許認可等

本件分割事業に属する許認可、承認、登録、届出等のうち、新設会社へ法令上承継が可能なもの。

以上